

F2-45

農村景観保全に向けた「コンパクトファーム」の提案と実現化方策に関する研究 —(その3)実施主体別に見た事業プロセスの検討—

A Study on the Proposal and Realization Strategy of “Compact Farm” for the Rural Landscape Conservation
-(Part3) Evaluation of the business process that focuses on the individual farmer and the community-based group farming-

○小泉雄大¹, 横内憲久², 岡田智秀², 瀧澤慎太郎³

*Yuta Koizumi¹, Norihisa Yokouchi², Tomohide Okada², Shintaro Takizawa³

Abstract: The purpose of this paper is to evaluate business process for realization of “Compact Farm”. As a result, this paper clarified following; (1)The business process for aggregation and exchange of agricultural lands, (2)The business process for changing agricultural lands to forest.

1. 研究目的—わが国は、少子高齢・人口減少問題が顕著になっており、その影響は農業分野においても、農業生産人口の減少に伴う耕作放棄地の増加として深刻化している。さらに、減反政策によって転作地が無秩序に増大してきたことも相まって、農村景観の中でも日本古来の原風景として認識される水田景観は、その魅力と価値が薄れつつある。この水田景観の維持・管理に関する既存研究では、農地オーナー制度やボランティア制度といった担い手増強策が注目されているものの¹⁾、今後も進むであろう少子高齢・人口減少問題を踏まえると、このような担い手増強策だけでは限界があるものと認識する。この点において筆者らの先行研究では、農業生産人口の縮小に応じて、集落全体の農地をコンパクトに縮小させつつも、美しい水田景観を創出するための新しい農村景観保全方策として、「コンパクトファーム」の提案とその実現可能性について考察を行ってきた²⁾~⁴⁾。この先行研究より、コンパクトファームの実現にあたっては、個人農業従事者と組織的農業形態としての集落営農組織の2つに実施主体となる可能性を見出した。しかし、これらの主体は、コンパクトファーム実現のために必要となる農地集積・集約に伴う農地交換および農地山林化において、実施に関わる根拠法が異なることや手続きも変わってくることも、実施にあたっての利点や課題点も別ものになると考えられる。

そこで本稿では、上述した2つの主体を対象に、コンパクトファーム実現のための事業プロセスおよび各主体における利点および課題点について考察することを目的とする。

2. 研究方法—本研究では、「農村景観日本一」の称号を持ち、日頃から農村景観に対して高い関心を寄せた住民が集う岐阜県恵那市岩村町富田地区(図1)において、表1に示す調査を実施する。これらの調査結果より、コンパクトファーム実現のための農地集積・集約に伴う農地交換と農地山林化について、個人農業従事者と集落営農組織のそれぞれで必要となる手続きおよび利点・課題点を示したものが

図2である。以降では、この図をもとに考察を行う。

3. 結果および考察

(1) 農地集積・集約に関する事業プロセスについて—図2より、農地集積・集約に関する事業プロセスには3つの方策があることを捉えた。実施主体ごとにそれぞれの利点および課題点をみると、個人農業従事者で実施する場合、個人間のやり取りによって実施できることから、速やかに行動へ移せることが利点として挙げられた。しかし、個人で取り組むことから集落全体として統一化された農村景観が創出されるかは不確定であり、さらにヒアリングによると、耕作放棄地の移転は、農地法第2条に定める農地の定義により不可能であることが把握できた。一方、集落営農組織による農地集積・集約の事業プロセスをみると、農地への利用権設定により、自由に農地の耕作が行えることがわかる。このことから、集落営農組織を用いることにより、耕作放棄地であるかを問わず農地集積・集約をスムーズに進めることができることが明らかとなった。

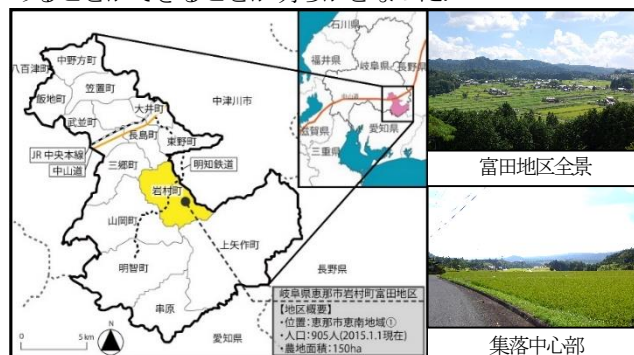


図1 調査対象地域位置図

表1 調査概要

①コンパクトファーム事業プロセス検討のための文献調査	
調査期間	2015年8月1日(土)~9月18日(金)
調査対象	全国農業会議所:改正農地法で進めよう!農地の集積集約 ⁵⁾ 全国農業会議所:農地転用許可制度の手引き 改訂5版 ⁶⁾ 農地制度実務研究会[編]:新・よくわかる農地の法律手続き ⁷⁾
調査内容	コンパクトファーム事業プロセス検討のための 現行法分析および集落営農組織についての把握
②コンパクトファーム事業プロセス検討のための行政ヒアリング調査	
調査期間	2015年9月18日(金) 17:00~18:00
調査対象	恵那農林事務所の酒井田知之氏
調査内容	コンパクトファームの事業プロセスの評価

1: 日大理工・院 (前)・不動産 2: 日大理工・教員・まち 3: 日大理工・学部・まち

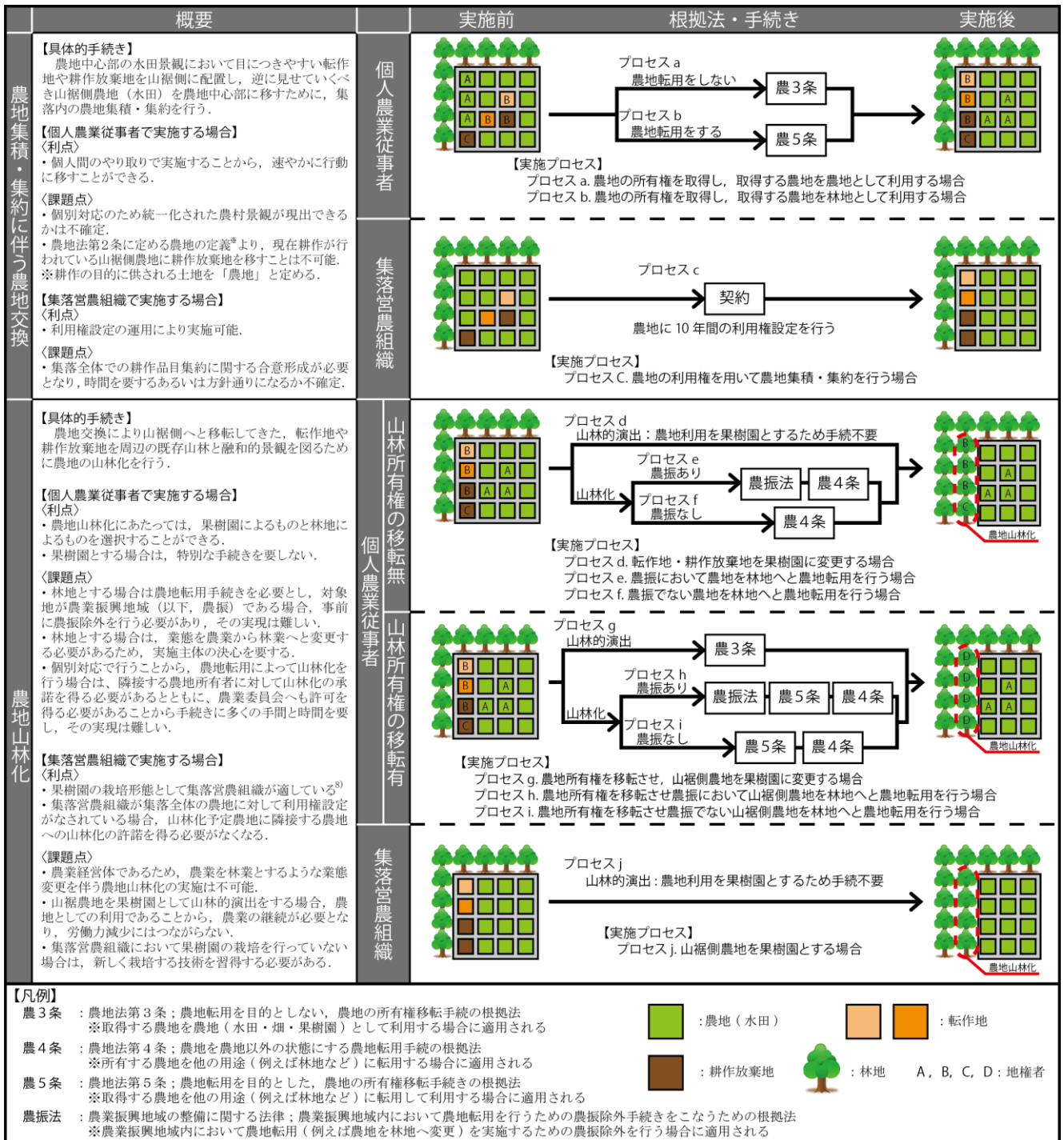


図2 実施主体別にみるコンパクトファーム実現における事業プロセスおよび利点・課題点

(2) 農地山林化に関する事業プロセスについて—図2より、農地山林化の事業プロセスには、山林の所有権移転を含め7つの方策があることを捉えた。実施主体別にみると、個人農業従事者の場合、林業への業態変更を良しとすれば、山林化の方策には果樹園と林地によるものを選択できることを捉えた。一方、集落営農組織の場合、農業経営体であるがゆえに、林業への業態変更を伴う農地山林化が不可能であるため、林地による農地山林化は不可能であるものの、農業を離脱する農業従事者の農地を山林化予定地へ所有権移転を行ったうえで第三者へ所有権を移転することにより、

山裾側農地を林地として山林化することも可能であると考える。また、果樹園による農地の山林的演出に注目すると、耕作品目を変更することにより農地のままでも実施可能であることから、林地による農地山林化と比べ、複雑な手続き等なく実施できることが明らかとなった。

参考文献

- 野口慎希ら：中山間地域における文化的景観としての棚田の現代意義と、その継守管理及び集落の自治組織に関する研究。日本建築学会研究報告(九州支部、計画系)。pp.197-200, 日本建築学会, 2009.3
- 稲澤：農村振興法のための「コンパクトファーム」の概念と実現化手続に関する研究—その1(現行法制度分析および政策アラインメントを通じて)。平成26年度日本大学理工学部社会交通工学部卒業論文発表会, pp.191-192, 日本大学理工学部交通システム工学科, 2015.2
- 小泉大：農村振興法のための「コンパクトファーム」の概念と実現化手続に関する研究—その2(農業従事者の見解を通じて)。平成26年度日本大学理工学部社会交通工学部卒業論文発表会, pp.193-194, 日本大学理工学部交通システム工学科, 2015.2
- 小泉大ら：農村振興法のための「コンパクトファーム」構築に関する研究。土村園務院・講義集(CD-ROM, Vol.51, 土生学), 2015.6
- 全国農業会議所：改正農地法で進めよう！農地の集約編, pp.2-35, 全国農業会議所, 2014.3
- 全国農業会議所：農地利用規制の手引き 改定5版, pp.5-60, 全国農業会議所, 2014.11
- 農地制度変遷研究会編：新・よくわかる農地の法的手続き, pp.3-95, 全国農業会議所, 2014.6
- 橋本利弘：進化する富農集落, pp.102-191, 社団法人農山漁村文化協会, 2010.7.30